

陳 情 書

有機フッ素化合物（PFAS）汚染の血液検査の実施を求めることについて

陳	情
第 9 号	



(件名) 有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染の血液検査の実施を求めることについて

(趣旨)

有機フッ素化合物 (PFAS) は、**4000** 種類以上あり、分解されにくい性質から「永遠の化学物質」と呼ばれています。撥水剤やコーティング剤、泡消火剤として広く使用されてきました。しかし、米国でのデュポン社による汚染の被害で、7万人の検査によって、癌、甲状腺疾患、高脂血症、肝障害、低出生時体重、ワクチン反応の低下などが健康被害として明らかにされました。現在では、代表的な **PFOS**、**PFOA**、**PFHxS** は、国際条約で製造・使用・輸入が禁止されています。

多摩地域では、**2018** 年頃から、水道水・井戸水の **PFAS** 汚染が明らかになり、いくつもの水道用水源井戸が取水制限、閉鎖となっています。東京都は、井戸調査を前倒しで進めています。三鷹市でも、厚労省の基準値を大きく超えた水道水源井戸があります。今年度は、防災用井戸の水質調査に **PFAS** の項目も追加して調査することになっています。

PFAS 汚染報道等を受けて、**2022～23** 年に、多摩地域では、市民団体による血液検査が実施されました。多くの住民が欧米の指標を超えて「健康リスクの高い対象として検査が必要」との結果が報告されています。健康にどのような影響をもたらすのか、その調査・研究が急がれています。「健康と命」の問題として、国・都・市の総力をあげて取り組まなければならないと考えます。

2023年、**WHO** の専門機関である国際がん研究機関は、**PFOA** を「発がん性がある」物質に、**PFOS** を「発がん性の可能性がある」物質に認定しました。また欧州では全ての **PFAS** を製造・販売禁止する法案が審議されるまでになっています。

現在、世界の主流となっている「予防原則」は、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響及び被害の因果関係が証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行うものです。私たちは、市民に一番身近な市がこの「予防原則」に立って、施策を進めることを強くお願いするものです。市民の命と健康を守る対策、三鷹の美しい水と自然、環境を守る対策を進めてください。

[陳情事項]

1. 国と東京都に対し、有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染の実態を調べるため、国・都の責任で、多摩地域をはじめとする水などの汚染が明らかになっている地域の住民に対し、**PFAS** 血中濃度の検査の実施を求める意見書を提出してください。
2. 三鷹市に対し、市民の不安に応え、医師会等と協力して、市独自の **PFAS** 血中濃度の検査を行うようにしてください。

令和6年8月28日

(あて先) 三鷹市議会議長

(提出者)

住所 三鷹市

氏名 河 中 葉

電話

ほか 4人

128